

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【公開番号】特開2019-38680(P2019-38680A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2017-163470(P2017-163470)

【国際特許分類】

B 6 5 H 5/22 (2006.01)

G 0 3 G 15/20 (2006.01)

G 0 3 G 15/10 (2006.01)

G 0 3 G 15/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 5/22 C

G 0 3 G 15/20 5 0 5

G 0 3 G 15/10

G 0 3 G 15/00 4 6 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月3日(2020.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の穴を有するエンドレスベルトであって、記録材を搬送する搬送ベルトと、

前記搬送ベルトの内周面と接触し、前記搬送ベルトを張架するローラと、

前記搬送ベルトにより搬送される記録材を前記搬送ベルトの内側から吸引する吸引部と

、

を有する搬送装置であって、

前記吸引部は、

吸引室と、

前記吸引室のエアーを吸引するファンと、

前記搬送ベルトの内周面側に向かって開いている開口部と、前記開口部よりも開口面積が小さい開口であって前記吸引室と連通する連通口と、を有する複数の凹部と、

を有し、

前記吸引室と連通している複数の前記連通口の総開口面積を (単位:  $\text{mm}^2$ ) 、前記搬送ベルトの複数の穴のうち、前記吸引室と連通している前記複数の凹部が有する複数の前記開口部上に位置する前記搬送ベルトの穴の総開口面積を (単位:  $\text{mm}^2$ ) 、とするとき、前記吸引室と連通している複数の前記連通口は、  $/ < 0.01$  の関係を満たすことを特徴とする搬送装置。

【請求項2】

前記連通口の開口幅は、  $1.0 \text{ mm}$  以上であることを特徴とする請求項1に記載の搬送装置。

【請求項3】

前記搬送ベルト上に被搬送物がない状態で前記ファンが前記吸引室を吸引する場合、前記吸引室は、前記凹部よりも  $200 \text{ Pa}$  以上低い圧力となることを特徴とする請求項1又

は 2 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

【請求項 4】

前記吸引室と連通している前記複数の凹部の前記開口部の総開口面積を ( 単位 :  $\text{mm}^2$  ) 、とするとき、前記吸引室と連通している複数の前記連通口は、 /  $< 0.01$  の関係を満たすことを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

【請求項 5】

記録材の搬送方向における前記複数の凹部の開口幅は、 3.0 mm 以上 30.0 mm 以下であることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

【請求項 6】

前記凹部は、記録材の搬送方向と直交する幅方向において、複数設けられており、

前記幅方向に設けられた複数の前記凹部のうち前記幅方向の開口幅が最も大きい第 1 の凹部は、前記幅方向において、前記搬送装置により搬送され得るすべての記録が通過しうる領域の内側に設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

【請求項 7】

前記複数の凹部のうち、前記幅方向において、前記領域の外側に設けられている凹部の前記幅方向の開口幅は、前記第 1 の凹部の開口幅よりも小さいことを特徴とする請求項 6 に記載の搬送装置。

【請求項 8】

複数の穴を有するエンドレスベルトであって、記録材を搬送する搬送ベルトと、

前記搬送ベルトの内周面と接触し、前記搬送ベルトを張架するローラと、

前記搬送ベルトにより搬送される記録材を前記搬送ベルトの内側から吸引する吸引部と

、  
を有する搬送装置であって、

前記吸引部は、

吸引室と、

前記吸引室のエアーを吸引するファンと、

前記搬送ベルトの内周面側の開口部と、前記開口部よりも開口面積が小さい開口であつて前記吸引室と連通する連通口と、を形成する複数の凹部と、

を有し、

前記吸引室と接続している複数の前記連通口の総開口面積を ( 単位 :  $\text{mm}^2$  ) 、前記吸引室と接続している前記複数の凹部の前記開口部の総開口面積を ( 単位 :  $\text{mm}^2$  ) 、とするとき、前記吸引室と接続している複数の前記連通口は、 /  $< 0.01$  の関係を満たすことを特徴とする搬送装置。

【請求項 9】

前記連通口の開口幅は、 1.0 mm 以上であることを特徴とする請求項 8 に記載の搬送装置。

【請求項 10】

前記搬送ベルト上に被搬送物がない状態で前記ファンが前記吸引室を吸引する場合、前記吸引室は、前記凹部よりも 200 Pa 以上低い圧力となることを特徴とする請求項 8 又は 9 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

【請求項 11】

記録材の搬送方向における前記複数の凹部の開口幅は、 3.0 mm 以上 30.0 mm 以下であることを特徴とする請求項 8 乃至 10 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

【請求項 12】

前記凹部は、記録材の搬送方向と直交する幅方向において、複数設けられており、

前記幅方向に設けられた複数の前記凹部のうち前記幅方向の開口幅が最も大きい第 1 の凹部は、前記幅方向において、前記搬送装置により搬送され得るすべての記録が通過しうる領域の内側に設けられていることを特徴とする請求項 8 乃至 11 のいずれか 1 項に記載の搬送装置。

**【請求項 1 3】**

前記複数の凹部のうち、前記幅方向において、前記領域の外側に設けられている凹部の前記幅方向の開口幅は、前記第1の凹部の開口幅よりも小さいことを特徴とする請求項12に記載の搬送装置。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】削除

【補正の内容】